

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年九月十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン井原

所在地 井原市下出部町一〇〇五―一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び数

（変更前）二百六台（店舗北側第一駐車場）

百四十八台（店舗東側第二駐車場）

十六台（店舗南側第三駐車場）

三箇所（駐車場三箇所合計）三百七十台

（変更後）百四十四台（店舗北側第一駐車場）

百四十八台（店舗東側第二駐車場）

十六台（店舗南側第三駐車場）

三箇所（駐車場三箇所合計）三百八台

4 変更年月日

平成二十八年五月二日

二 届出年月日

平成二十七年九月一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十七年九月十一日から平成二十八年一月十二日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び井原市建設経済部地域創生課